

災害時における応援に関する協定

上田市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害及び大規模事故の発生時、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に上下水道施設（以下「水道施設等」という。）が被災し、又は被災する恐れがある場合に、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めることにより、水道施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の応援業務が必要であると認めるときは、乙に対し応援を要請することができる。

（応援要請の手続）

第3条 前条の規定による応援要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害及び水道施設等の被害の状況
- (2) 必要とする人員数
- (3) 応援の場所及び内容
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

（要請に対する回答）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から応援の要請を受けたときは、応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により回答するものとする。

（応援要員の派遣）

第5条 乙は、第2条の規定により甲から応援の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない限りこれを受託し、要請内容について積極的に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による応援業務を行うにあたり、甲の職員の指示に従うものとする。

（事前計画）

第6条 乙は、応援業務の円滑な実施を図るため、組織体制、連絡体制をあらかじめ定めておかなければならない。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（応援業務）

第8条 乙が行う応援業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 電話及び窓口対応
- (2) 広報活動
- (3) 乙が所有する給水車両による応急給水等の支援活動
- (4) その他特に要請があった事項

（経費の負担）

第9条 この協定に基づき乙が行った応援業務に要した経費については、甲が定める基準に基づき、緊急対応により生じる乙の費用を考慮し、甲乙協議の上定めるものとする。

(労災補償)

第 10 条 乙の応援要員が応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により保証するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第 11 条 乙が、この協定に基づく応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議の上決定するものとする。

(報告)

第 12 条 乙は、この協定に基づく応援業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応援業務に従事した人員数及び従事した期間
- (2) 応援業務に使用した機材等の種類、台数及び使用時間
- (3) その他必要な事項

(経費等の請求)

第 13 条 乙は、第 9 条に規定する経費を請求するときは、甲が定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払)

第 14 条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めるときは、請求を受けてから 30 日以内にその経費等を支払うものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成 32 年 9 月 30 日までとする。ただし、期日満了の日の 1 か月前までに甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、さらに 1 年間この協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(協定の継承)

第 16 条 甲又は乙は、この協定の締結後において、甲若しくは乙の組織 (以下「組織」という。) 又は甲の区域 (以下「区域」という。) に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。

2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

(その他)

第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 11 月 5 日

甲 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
上田市
上田市長 母袋 創一 印

乙 東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号
ヨコソーレインボータワー
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
代表取締役 深澤 貴 印